

# 介護保険料の減免制度

災害やその他特別な事情がある場合、申請により介護保険料が減免されます。

保険料の減免を受けることのできる条件	申請時期
①第1号被保険者または、主たる生計維持者が、天災・火災などにより財産について著しい損害を受けたとき	随時受付
②主たる生計維持者が、病気・負傷・死亡により収入が著しく減少し、生活困窮となったとき	
③主たる生計維持者が、倒産・失業などにより収入が著しく減少し、生活困窮となったとき	
④老齢福祉年金受給者または保険料段階が第3段階の方で、次のア～ウの全てに該当する人 ア. 前年の世帯全員の収入合計が（老齢福祉年金額×世帯員数）以下である イ. 世帯全員の預貯金合計が、老齢福祉年金額以下である ウ. 世帯全員が、現在住んでいる家屋・土地のほかに資産がない	6/1から 7/31まで (※)

- ※ ④について、年度途中で転入した人や65歳になった人は、資格取得日から90日以内に申請することができます。  
②、③、④については、生活困窮を確認するため、収入状況、預貯金調査を行います。

## 介護保険に係る税控除について お問い合わせ：市税課市民税係 ☎25-2294

### 医療費控除

- 介護保険の通所リハビリテーションや訪問看護などの「医療系サービス」の利用者負担額が医療費控除の対象になる場合があります。
- 寝たきりの人のおむつ代は医療費控除の対象になる場合があります。  
申告の1年目は医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。  
要介護認定を受けている人で一定の基準を満たしていれば、2年目以降は高齢福祉課介護認定係（☎25-2861）で「証明書」（手数料：250円）を発行することができます。

### 障害者控除

- 65歳以上の要介護認定を受けている人で、一定の基準を満たしていれば、障害者手帳を持っていなくても障害者控除の対象になる場合があります。  
高齢福祉課介護認定係（☎25-2861）へ認定証の申請をする必要があります。

## お問い合わせ先

◆ 室蘭市役所高齢福祉課 住所：室蘭市幸町1-2（市役所本庁舎1階）

・介護認定、介護予防・生活支援サービス事業に関すること	☎25-2861	介護認定係
・緊急通報システム、家族介護用品助成などに関すること		
・介護保険料に関すること	☎25-3029	介護保険係
・その他介護保険に関すること	☎25-3027	
・養護老人ホーム、高齢者虐待など 高齢者福祉に関すること	☎25-2872	福祉総務係

介護保険・高齢者福祉に関する内容は、市のホームページでもご覧になれます。

<http://www.city.muroran.lg.jp/main/kurashi/kaigo.html>

室蘭市 介護

検索

